

◎新潟県告示第348号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目について次のとおり変更したので、告示する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会教育長 佐野 哲郎

1 指定技能教育施設の名称

長岡凜晴高等学院

2 連携措置の対象となる科目及び当該科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
簿記	簿記
情報処理	情報処理

3 変更年月日

令和5年4月1日